

きたこうら

第61号

発行所 北浦村役場
北浦村大字山田
発行人
北浦村長 高柳庄次郎

本村の人口
男 6,083
女 6,304
計 12,387
世帯数 2,223

第二期基本構想決る

昭和三十八年、昭和四十年の二行地域計画との関連性
七年とすること、及び国と県（鹿）

第一章 基本的構想

新しい村づくりのため昭和三十一年度、昭和三十三年度の二年度に新市町村建設促進法に基づいて、十年の長期計画を策定した。その基本となるのは、昭和三十一年に全国総合開発計画、茨城県総合振興計画に基づいて、鹿嶋市域の役割を十分果たす計画と、自然、社会、及び経済等に即する立地の特性に即した開発を計り、各業種にわたる経営の合理化を推進し、住民所得の向上と福祉の増進を図る。前期五年計画の定めた将来新産業都市としての発展が約束されたことと多岐にわたる財政能力に即した実質計画を定めるものとする。

第二章 人口、雇用、所得及び生活水準に関する構想

昭和三十五年国勢調査結果による本村人口の推移は、過去五十年間に四万七千人の増加となり、総人口一五、千四百一十人となった。この内容を見ると、自然増加人口年平均四、八八二人と相対的に、毎年九、四八八人の社会減少を示した流出人口の増加が顕著である。流出人口のほとんどが新市町村合併（中、高卒）を中心とした生産年齢層（二十歳以上）の流出であり、労働力は益々減少の傾向が見られる。現在の生産年齢層の減少は、必然的であるので、協同、及び人口の流出は防止できない。鹿嶋市域における本村の地位を理するものとする。

第三章 土地利用の高度化、立地条件の整備、及び産業の振興に関する構想

本地域の産業構成は、農林漁業が八五%、商工業その他一五%で農

業が中心をなし、営業規模も一、二ヘクタール、田畑の構成においても均衡のとれた形態で耕地には恵まれた地域である。然しながら耕地の現況は、ほとんどが未改良であり、耕地の点在、農道の狭いなどから農耕機械の導入しても十分な効果は上げ得られず、農業に支障を来している現状である。田畑の区分が不十分と思われるようになった農業技術の進歩に対応して、排水施設を整備し、毛作田を乾田化し、耕地の利用増進を図り、機械化農業の真価を発揮、所得向上を期すべきである。これが耕地の基盤整備は急務と推進する。

第四章 道路その他土木、交通、通信施設の整備に関する構想

村道の総延長は五、二〇八メートルで、これが完全なる維持管理は現在の村財政をもちえてはとうてい不可能である。とりわけ鹿嶋市域の中心部を通過する大津村、本村、馬場村、四〇メートルの架橋はぜひとも実現させるべく関係町村とともに促進につとめる。通信施設中、電話については合併後の山田、武田、三局を統合し、鹿嶋市の新設を見て地区内は即時通話が可能となり、電話化の促進が一般加入者増加、その利用度も高まりつつある。地域の産業振興と住民福祉を向上させるため、有線放送施設、無線電話施設の整備を推進するものとする。

第五章 教育文化厚生に関する構想

次代を担う青少年の健全な育成は、国づくりの根幹であり、学

学校教育においては、前期計画に引き続き施設整備を行ない、実験地区として行ってきた科学技術教育の結果、伸びるものがある。社会教育の充実と文化水準の向上を図るため、中央公民館と図書館の併置の形式により建設するものとする。更に村民の親睦と体位向上の為に、総合運動場、プール等の体育施設を整備し、身心鍛錬の場とする。観光については北浦地先（病院）の誘致を考慮するものとする。

第六章 行財政に関する構想

地域住民の福祉増進と明るい村政による近代的サービスの強化は、地方行政の本質である。この目的達成のためその能力を本計画の各章に盛り込んだ建設経営に充分発揮し得る事務処理組織及び、職員配置の適正化等には今後共改善につとめることとし、地域内の連絡機能である区長等の自治事務について、改善助長を行ない、住民自治の振興を図り、村民の和合と協力により、行政運営の円滑化を期する。行政効率化の手段として、農業協同組合、農業共済組合、食糧事務所北浦出張所、農林改良普及所、その他村内諸団体の総合事務所を、役場隣接地に建設する。

消防については、消防団等の導入による機械化、一応完了したので今後の強化策は、防火水利施設の整備推進をはかるものとし、地下水の豊富な地区には、井戸による消火栓施設設置地区は、貯水槽の設置をする。尚水利に恵まれない、散在住宅等を火災から守るため、化学消防車一台の保有を考慮するものとする。

農業労働人口の確保

区分	自然増減			社会増減			増減
	出生	死亡	計(A)	転入	転出	計(B)	
35	223	82	141	188	394	-206	-65
36	171	87	84	200	418	-218	-134
37	159	102	57	191	448	-257	-155

過去3カ年の実績（参考）

◎村の財政事情公表

期間1月1日から6月30日まで6カ月間の村財政の動きを、次の通り公表して住民各位のご理解とご協力をお願いいたします。

【一般会計】

(収入)		
1村税	8,583,874円	
2地方交付税	22,858,000円	
3使用料及手数料	81,200円	
4国庫支出金	234,000円	
5県支出金	148,000円	
6繰越金	5,594,073円	
7雑収入	54,768円	
合計	37,553,915円	
(支出)		
1議会費	1,100,594円	
2役場費	4,231,440円	
3消防費	45,523円	
4土木費	966,843円	
5教育費	2,008,102円	
6社会労働施設費	37,708円	
7保健衛生費	23,900円	
8産業経済費	996,497円	

【村民の税負担状況】

科 目	1世帯当り負担額	1人当り負担額	備 考
村 税	14,306円	2,531円	世帯数 2,238戸
国民健康保険税	4,320円	764円	人口 12,651人

【公債の現在高】 国より借りたもの

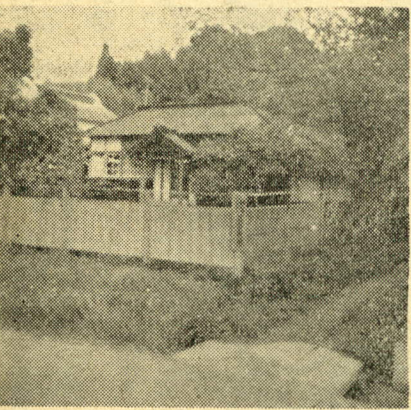
目 的	借入額	未償還額	今期償還額
教育費として小、中	37,700,000円	34,286,779円	1,512,340円
学校の建築工事費、その他校舎建築、道路改良事業	3,500,000円	2,238,691円	224,653円

昭和37年度の一般会計、特別会計の決算

(一般会計) 昭和37年の決算は、オス予算額 87,375千円余に対し収入済額は 89,402千円で102%収入である。支出予算額 87,375千円余に対し、支出済額は 83,807千円余で95%である。収入、支出済額の差、5,595千円余は 昭和38年度に繰越した。(特別会計) 国民健康保険税 オス23,617千円に対しオスは 18,827千円でその差 4,790千円は昭和38年度へ繰越した。

近く廃所になる 旧登記所

去る2月28日で廃止になっていた旧登記所の建物が、近く競売され敷地は所有者に返還されることになりました。



今月の納税
国民年金保険料第二期分
納期限は九月二十七日（土）です
各国民に係員が出張、受領いたします。

納入組合が 一〇〇組合になりました

【共済組合だより】 承知の通り共済組合では、掛金納入促進のため、村の納税組合に準じて、納入組合の設立をおすすめして参りました。が、幸いに皆さんの御理解と御協力により各地区に続いて設立され、何れも立派に成長しつつある。これは共済の運営上誠に喜ばしい現象と謂えましょう。それで共済では昨年末一〇〇組合設立を二〇日です。牛馬を飼養される方は、家畜共済が切替えになります。例年十月五日が家畜共済の切替えです。加入申込みは九月末日までに必ず御提出下さい、引続き加入の方も改めて出して下さい。

地区名	組合数	員数	設立状況
小津	一〇〇	一、一〇〇	設立完了
津	八八	八八〇	設立完了
武田	八八	八八〇	設立完了
計	二六六	二、六六〇	
組合数	二六六	二、六六〇	
員数	二、六六〇	二、六六〇	

